

## 第10回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年4月20日（金）午後1時55分  
場 所 大田原市総合文化会館 1階会議室

### 次第

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 議事録署名人の選任について

#### 4 議 題

- (1) 報告第1号 平成29年度農業委員会活動実績について
- (2) 報告第2号 平成30年度農業委員会活動計画について
- (3) 報告第3号 平成30年度農業委員会予算について
- (4) 報告第4号 農地法第5条の規定による許可について
- (5) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (6) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (7) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (8) 議案第4号 非農地証明願について
- (9) 議案第5号 平成29年度荒廃農地調査における非農地判断について
- (10) 議案第6号 農用地利用集積計画について
- (11) 議案第7号 農地中間管理事業について

#### 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1 番 木村 光一	2 番 清水 眞理子
3 番 石崎 陽一	4 番 唐橋 洋子
5 番 小沼 伸枝	6 番 吉成 一
7 番 助川 悦夫	8 番 越沼 良
9 番 鈴木 賢一	10 番 相馬 和恵
11 番 細岡 則雄	12 番 高崎 真一
13 番 佐藤 長次	14 番 荒井 一夫
15 番 中山 知代子	16 番 阿見 芳
17 番 津久井 勝之	

#### 6 欠席委員（なし）

#### 7 本委員会に出席した職員

- (1) 農業委員会事務局長 長谷川 淳
- (2) 農業振興係長 伊藤 甲文
- (3) 農地調整係長 田上 建二

- |              |         |
|--------------|---------|
| (4) 農地調整係主査  | 須 藤 義 尚 |
| (5) 農地調整係主事  | 長谷川 慎 弥 |
| (6) 農業公社業務係長 | 小 林 正 尚 |
| (7) 農政課農政係主事 | 平 石 健 一 |

## 開会の宣言

午後1時55分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局 （長谷川 淳） 大田原市農業委員会総会規則第5条により会長は、総会の議長となり、議事を整理すると定められておりますので、議長は農業委員会会長の荒井一夫委員にお願いします。

議長挨拶 （荒井 一夫）

議 長 （荒井 一夫） 本日の出席委員は17名で欠席委員はおりません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、ただいまから第10回農業委員会総会を開催いたします。

議 長 （荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長 （荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には17番津久井勝之委員、3番石崎陽一委員にお願いします。

会議の書記につきましては事務局の伊藤係長にお願いいたします。

議 長 （荒井 一夫） それでは議事に入ります。始めに報告第1号「平成29年度農業委員会活動実績について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 （伊藤 甲文） <総会資料に基づき読み上げ1ページ>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告を終わります。

議 長 （荒井 一夫） 次に報告第2号「平成30年度農業委員会活動計画について」及び報告第3号「平成30年度農業委員会予算について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 （伊藤 甲文） <総会資料に基づき読み上げ2、3ページ>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。番号1及び番号2について、事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づき読み上げ6、7ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。番号1から番号10について、事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づき読み上げ8、9ページ>

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。吉成委員。

現地調査担当委員 (吉成 一) 去る4月16日現地調査班第1班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告します。

農地法第3条の規定による許可申請10件について、地元推進委員、事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われま。以上報告します。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。番号1について、事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づいて読み上げ、10ページ>

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。吉成委員。

現地調査担当委員（吉成 一） 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第4条の規定による許可申請1件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

議 長 （荒井 一夫） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。番号1から番号7について、事務局から説明を願います。

事務局 （田上 建二） <総会資料に基づいて読み上げ、11～17ページ>

議 長 （荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。吉成委員。

現地調査担当委員（吉成 一） 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第5条の規定による許可申請7件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

清水委員。

清水 眞理子委員 番号1と番号7の件について、農地区分が第1種農地になっておりますが、特に問題はないのでしょうか。

議 長 （荒井 一夫） 事務局から説明をお願いします。

事務局 （田上 建二） 第1種農地については、10町歩以上の集団的なまとまりがある農地になりますが、まず番号1については、集落接続ということで転用できる要件になっております。また、番号7についても同じく集落接続ということで転用可能となっております。

議 長 （荒井 一夫） その他ございませんか。

<質疑なし>

それでは、質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号2番を除いて、原案のとおり許可することとし、また、2番を許可相当と決定し、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は2番を除いて原案のとおり許可することといたします。また、2番を許可相当と決定し、栃木県農会議に意見を求めることとします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。番号1から番号4について事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づいて読み上げ18~21ページ>

議長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。吉成委員。

現地調査担当委員 (吉成 一) 調査結果について報告します。

ただいまの非農地証明願4件について地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺状況から見て、すべて20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

中山委員。

中山 知代子委員 番号2の土地ですが、現在ゲートボール場になっていますが、今後も引き続きゲートボール場として使われるのでしょうか。

議長 (荒井 一夫) 事務局から説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) 今後も継続して利用していくことになっております。元々は、別な場所にゲートボール場があったのですが、平成10年の那須水害の際に流されてしまい、この土地を新たにゲートボール場として設置したものであります。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<質疑なし>

それでは質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり非農地として証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり証明することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「平成29年度荒廃農地調査における

非農地判断について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づいて説明22～26ページ>

農業委員会は、農地の利用状況調査、農地パトロールを毎年1回実施しなければならないとされており、全国統一の農地パトロール月間として、8月から11月の間で実施しなければならないとされています。この農地パトロールは、地域の農地利用の総点検、遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導、また、違反転用の発生防止及び早期発見、是正対策などについて重点的に取り組むことを目的としております。

大田原市は昨年9月4日から8日までの5日間で農地パトロールを実施いたしましたが、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で耕作放棄地の実態把握を中心に確認を行いました。

耕作放棄地のうち、その土地が森林の様相を呈している場合やその土地の周囲の状況から見て農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合は、農地法第2条第1項に定める農地に該当しないものとして、所有者に対して非農地通知を送付することになっております。

この非農地の判断につきましては、平成28年からこの農業委員会総会の議決案件として上程していますが、先日農水省から農地法の運用について一部改正の通知がありまして、この非農地判断に際しまして必ずしも総会の議決を必要とするものではないとされましたが、今回は議題に上げさせていただきましたが、来年からは報告事項として報告させていただきたいと考えております。

この非農地判断された農地については、農業委員会で管理している農地台帳から除外することになりまして、また非農地通知を受け取った所有者は法務局で登記簿の地目を農地以外の現況に合った地目に変更することになりますが、地目変更の際の登記費用についてはかからないこととなっております。

22ページの表については、市内を10地区に分けて集計しております。地区別のとなりの管内農地の欄については、農業委員会で管理している農地台帳の各地区の田と畑、それぞれの筆数と面積、田と畑の合計の筆数と面積をまとめたものです。右隣の非農地判断については、昨年9月の農地パトロールの現場で耕作放棄地を非農地として良いと確認をいただいた結果をまとめたものです。市内全地区では合計81筆、面積48,000㎡で今回、非農地として判断させていただきたい数字であります。また、その一覧表を23ページ以降に掲載しております。表の一番右は非農地を除いた管内農地の欄であります。管内農地から非農地判断を

差し引いた数字が記載してあります。以上になりますが、ご理解をいただきまして、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。佐藤委員。

佐藤 長次委員 今、事務局で説明いただいた、農水省の改正通知の内容を具体的に教えていただきたい。また、本件が採択されたときに、農地の所有者への通知方法と登記の手続き方法、例えば個人が直接登記所に行くのかどうかということについて具体的に教えていただきたい。

議長 (荒井 一夫) 事務局、お願いします。

事務局 (田上 建二) まず1点目の国からの通知であります。今年の3月12日に農林水産省から通知が来ております。農地法の運用についての一部改正についてということで、通知文から抜粋して読み上げます。農地利用調査や荒廃農地の発生状況調査の結果、すでに森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合、原則として当該調査を行った年内に、当該農地について、農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとしております。この際、総会または部会の議決を必ずしも必要とするものではないこと及び所有者の所在が分からない場合には、当該所有者へ農地に該当しない旨の通知を不要とする。ということで通知が来ております。

次に本人への通知についてですが、これは、所有者が分からない場合は通知しなくてもいいということですが、登記簿謄本を取って所有者を全員確認しておりますので、死亡者でなければ通知を出すこととしております。通知の発送時期は5月の中旬から月末にかけて本人宛発送したいと考えております。発送する通知文については、現況が山林化しておりますので、登記簿の地目を現況に合わせて変更していただきたいという内容になります。また、通知には2月から3月にかけて撮影した現場の写真と同封します。法務局ではその写真があれば地目を変更できることとしておりますが、登記官によっては現地を見てからという場合もあるようです。しかし、栃木県が宇都宮地方法務局と協議して、その通知をもって地目変更ができるということになっておりますので、栃木県内のどの市町であっても同じ内容で実施することになっております。

佐藤 長次委員 あと、これから毎年、現地調査を実施していきますが、その都度現場に行って、去年は大丈夫であったが、1年で荒れてしまうこともあまりないとは思いますが、方向性として草刈りを2回やらなければ復元ができず、日陰になってしまう農地や湿地みたいな条件の悪い農地で荒廃を防止するようなことができないということであれば、1年

ごとに現地確認を行い、その結果、判断した内容を今回の事例に準じて今後も続けていくということによろしいでしょうか。

事務局 (田上 建二) 昨年の12月の総会資料の中で耕作放棄地の結果について説明しておりますが、A分類・B分類というのがありまして、A分類は再生利用可能な農地、B分類は再生利用困難な農地であります。さらにもう一つ非農地という区分があります。各委員が農地パトロールを行った際に、とりあえずはA分類で再生利用可能と判断し、数年してからB分類で再生利用困難な農地に移行します。そして、20年以上または山林化している場合は非農地として判断することとしております。議案第4号の非農地証明とのバランスもありますので、今回の非農地判断は農業委員会が非農地の判断をするわけでありまして、議案第4号の非農地証明は本人が申請した場合に農業委員会が証明書として出しており、その関連性もありますことから、同じように20年以上農地として利用していない農地について、今回非農地としての判断を行っております。以上、申し上げたように段階を踏んで最終的に非農地としておりますことから、1、2年作っていなかったからすぐ耕作放棄地ということにはならず、逆に1、2年であれば農地として再生可能でありますので、農地として指導していくこととしております。

議長 (荒井 一夫) ただ今の説明ですが、我々が農地パトロール、現地調査を行いながら、非農地証明については本人から出されたものを証明し、非農地判断については、農地から除外することであって、先ほど説明したA分類、B分類という過程を経て非農地としての判断をしております。よって農地でありながら10年、20年も立木がある状態であれば非農地判断をしていくこととなりますので、そのあたりのご理解をお願いしたいと思います。

その他ございますか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり非農地と判断することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり決定することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて読み上げ、27～38ページ>



議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。小沼委員。

小沼 伸枝委員 28ページ、番号11及び番号12は、貸人と借人の住所が同じであることから、会社形態になったということで、家族が法人に貸したということなのでしょうか。

事務局 (小林 正尚) おっしゃるとおりです。昨年12月であったかと思うのですが、番号12の娘婿が法人代表になっており、番号12の貸人とその奥さん等が構成人、取締役となっております。

議 長 (荒井 一夫) その他ございませんか。木村委員。

木村 光一委員 今回の関連なのですが、その法人の耕作面積はどのくらいなのでしょう。耕作地の表記が空欄で、記載漏れですか。

事務局 (小林 正尚) 今回、一度に手続させていただいたので、この時点での耕作地は、法人としてはゼロの状態から始まりましたので、耕作面積は表示していません。

議 長 (荒井 一夫) その他ございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (平石 健一) <総会資料に基づいて読み上げ、39、40ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。次に、その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、

ご質問等ありませんか。小沼委員。

小沼 伸枝委員 先日お話がありました農作業標準料金表ですが、例年配っていたのに今年は何で来ないんだ、という声を聞いております。私は自分の組内だけ配ったのですが、あの時の係長の話では、標準料金表について問い合わせがあったら配ってくださいということで農業委員に配られたが、あまりにも広範囲で配ることもできないし、農地調整委員に頼むという仕事でもない。やはり広報に入れて配ったほうがよかったという気がします。いかがでしょうか。

議長 (荒井 一夫) 事務局で説明をお願いします。

事務局 (長谷川 淳) 正しくそのとおりでありまして、今までですと補助員さんがいらっしゃって、農家の方だけに配布することが可能でありましたが、昨年7月に新体制に移行してからは、農家の方だけに配布する方法というのが事務局の中でも考えられず、農業委員と推進委員にお願いすることとなっております。来年はそのようなことがないように検討したいと考えております。すみませんが、よろしくをお願いします。

議長 (荒井 一夫) 前回の説明の時に、まったく農家に関係ない自治会からも色々あった様にも聞いております。その辺のところはどのような状況ですか。

事務局 (長谷川 淳) 区長さんをお願いする方法もあるのですが、何で農家もいないところにも配るのか、という苦情もありまして、配布方法を考え直したところであります。

議長 (荒井 一夫) 今説明がありましたように、まったく農家に関係ない自治会からはそういったクレームが出てくるということを踏まえた中で、今回、農業委員さんあるいは推進委員さんに配布して必要な方には行ってもらう形をとったのですが、来年度に向けてはもう少し検討いただいて適切な方法で配布できるようにということで事務局も考えております。他にありますか。木村委員。

木村 光一委員 過日、集落営農組合の総会の際に標準料金表を渡すことができました。JAさんも来ていたので、それではコピーしてとも言っていました。4月は農協関係の部会の総会があるので、そういったところで農協にも協力いただいて、必要な農家の方への配布ができるのではないかと思います。いろいろ事務局も大変でしょうけれども、農業者の方のみへの配布についてそのあたりをお考えになられたらどうかなと思います。

事務局 (長谷川 淳) 今、木村委員がおっしゃられたとおり、農協さんにもお願いすることは検討の中に入れていきましたが、いきなりお願いするというのもできなかったという状況でありまして、標準料金表に限っては、

策定する時期も併せて市の広報、ただ、その締切時期が2月くらい前ということもあるのですが、それに掲載するのが一番なのかなということで、検討を進めてまいります。

議長（荒井 一夫） 佐藤委員。

佐藤 長次委員 今回の案件なのですが、行政にお願いして回すのもいかがなものかということで、私も行政の役割をやっているのですが、それは会長からまったく関係ない人へも回すということから、農家でない人には負担になってくると思います。配布方法ですが、広報に入れてもらえれば一番で、それも一つの手なのでしょうけれど、私は再生協議会、これは農家の作付が全部各個人に郵送されているので、そこへ一緒にしてもらえようお願いしますでしょうか。再生協議会は、行政と農協の窓口なので、そこをお願いすることは可能かと思います。今年は農水省からのチラシも入っており、明細なども入っております。料金表は再生協議会も絡んでいる案件でありますことから、決してまずい案件ではないと思いますので、郵送するのではなく、一緒に同封してもらう方向でお願いしてはいかがか、検討をお願いします。

議長（荒井 一夫） ただ今のご意見も含めて、事務局のほうで一つよろしくお願いしたいと思います。

その他ありますか。中山委員。

中山 知代子委員 農業委員会だよりについてですが、前に委員で集まった際に、記事を作るに当たり、テーマを持った意見交換会の開催や研修会を全体の中で一つ何かやったほうが原稿として載せやすいという話ができました。そこで意見交換会の開催を提案します。また、原稿について、皆さんのところをお願いにいった場合には、その際は快く引き受けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（荒井 一夫） 農委だよりの編集と発行に向けての話ですが、編集委員の方も集まった時に、話題も何もでないとその対応に苦慮することを踏まえて、委員さんも検討はされるのでしょうかけれど、全体で集まりを持ったりしながら、話題提供も含めていろいろな問題点を検討してはというご意見であります。ちなみに、1週間前に私が全国情報会議に東京へ出張してきたのですが、その中では、全国の市町村が発行する農業委員会だよりを審査し、内容が優れたものを表彰しています。また、全国農業新聞の購読で実績があった農業委員会を表彰しております。大田原市の農業委員会だよりが表彰されるようにやるのではありませんが、このようなことを目指して、より良い広報づくりができればという考えで、皆さんとともに意見を交換して記事にしていきたいと思います。それと

原稿をお願いされた方はぜひともお願いしますとのことですので、くれぐれもご協力をお願いしたいと思います。

その他ありませんか。吉成委員。

吉成 一委員 今、意向調査ということでアンケートを行っていますが、皆さん集まりつつあるのでしょうか。

事務局 (田上 建二) 全部で43地区ありますけれど、約半分くらい集まってきました。期限を6月末としており、それから7月8月で取りまとめをして9月の総会で報告できればと考えております。

議長 (荒井 一夫) その他ありませんか。  
<ありません>

議長 (荒井 一夫) 以上で第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時32分 閉 会